

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成22年10月19日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成14年3月11日北九総人人第335号およびその起案文書（含む添付資料全て） Aの割愛人事の件」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成22年11月2日付けで、行政文書の全部について開示を行わない旨の決定（平成22年11月2日付け北九総人人第226号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書不開示決定通知書を同月16日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成22年11月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 本件行政文書は、保存種別第1種(30年)の「職員の任免、賞罰及び職員団体との交渉等人事管理の基本に関するもの」である。

そのため、北九州市長印は、人事関係の公印である方35ミリの公印を使用しているのである。

文部科学省も、5年が経過しているにもかかわらず、開示している。

(2) 連名でAの割愛人事を求めた教育委員会は、異議申立人のAに関する割愛人事に関する開示請求に対して、「(不存在)、請求に係る行政文書は作成しておらず、取得もしていないため、保有していない」と虚偽の回答をした。

この事実こそ、北九州市教育委員会が、情報公開条例に違反して、何らかの理由のために、不開示決定を行ったのである。

北九州市長も、同様の理由で、当該の行政文書を所有しているにもかかわらず、既に廃棄したとの虚偽の理由で開示を拒否したものである。

(3) 文部科学省提出のAの割愛人事に関する文書には、教育委員長の公印が使用されているにもかかわらず、ありえない文書記号・北九教総務第299号が使用されている。

この文書記号は、北九州市文書管理規則に違反した文書記号で、情報公開の対象とはなりえない。教育委員長は、この文書を、市民の目から隠ぺいする目的で、意図的にあり得ない文書記号を使用した虚偽文書を、文部科学省に提出したものとわざるを得ない。この事実からは、Aの割愛人事については、市民には知られたくない違法な案件が含まれるものと強く推測できるのである。

(4) 本件行政文書は、私の分限処分背景にある平成16年度本市で秘密裏に開始された違法な管理能力特別研修制度に係る行政文書でもある。

北九州市長が、存在するにもかかわらず、あれこれ理由をつけて開示を拒否するのは、教育長の違法な不存在等の理由に追随したものである。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

割愛関連の文書のうち、保存種別第 1 種の「職員の任免、賞罰及び職員団体との交渉等人事管理の基本に関するもの」に該当する文書は、給与決定等に使用する人事記録、人事委員会への提出文書及び職員本人の退職願等、その文書の存否が当該割愛職員の任免の効力に直接的に影響する文書である。

本件行政文書は、割愛に関する任免手続の前に任命権者間で行う人選及び時期の確認を内容とする起案文書であり、その後の任免手続を円滑に進めるための意思確認を慣例として文書で行っているに過ぎず、当該文書の存否は任免の効力に直接的に影響するものではない。

そのため、本件行政文書は、保存種別第 1 種（30 年）の「職員の任免、賞罰及び職員団体との交渉等人事管理の基本に関するもの」には該当せず、保存種別第 3 種（5 年）の「照会、回答、通知、報告等に関するもので重要なもの」と位置づけており、保存年限を経過したため、廃棄している。

第 4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、平成 14 年 3 月 11 日付け北九総人人第 335 号及びその起案文書（含む添付資料全て）である。
- (2) 実施機関は、本件行政文書について、文書保存年限（第 3 種、5 年間）を経過しており、廃棄しているという理由で、不存在としている。

2 本件事案の争点

異議申立人は、異議申立書に、平成 22 年 10 月 6 日に文部科学大臣より開示された文書「職員の割愛について（依頼）」（以下「本件依頼文書」という。）を添付している。

当審査会において見分したところ、本件依頼文書は、平成 14 年 3 月 11 日付けで北九州市長と北九州市教育委員会委員長が連名で、文部科学省大臣官房人事課長に対して、文部科学省の A 職員（以下「本件職員」という。）を北九州市教育委員会事務局指導部長として任用したいので割愛するよう依頼する内容であり、「北九総人人第 335 号」及び「北九教総務第 299 号」の文書記号が付されていることから、本件行政文書の「平成 14 年 3 月 11 日付け北九総人人第 335 号」は、文部科学省の保有する本件依頼文書であると認められる。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、次の 2 点に要約される。

(1) 本件依頼文書が本市に存在するか否か。(争点1)

(2) 本件依頼文書の起案文書(以下「本件起案文書」という。)が存在するか否か。
(争点2)

3 本件依頼文書が本市に存在するか否かについての判断(争点1)

実施機関である総務市民局人事課(現在は総務企画局人事課に名称変更)は、本件依頼文書が不存在であることについて、「当該文書は当課で起案し、教育委員会に合議した後に、原本を文部科学省に送付したものである。本件職員の任命権者は教育委員会であるが、教育委員会での部長級職員割愛の初めてのケースであったため、市長事務部局で起案して、市長と教育委員会委員長の連名で送付したと思われる。送付した原本の写しは取っていない。なお、現在では、割愛依頼は任命権者ごとに起案している。」と説明している。また、教育委員会総務課の文書記号は「北九教総総」であるにもかかわらず、本件依頼文書では「北九教総務」となっていることについて、実施機関は「起案段階でのミスであると思われる。意図的にしたものではない。」と説明している。

また、当審査会において確認したところ、教育委員会の担当課(教育委員会総務課)も、実施機関同様、本件依頼文書の写しを保有していないとのことであった。

そこで、当審査会の委員2名が実施機関と教育委員会総務課に出向き、ファイリングキャビネット等の実地調査を行い、割愛人事関係文書の保管場所を確認したが、いずれの場所にも本件依頼文書は存在せず、原本は文部科学省に送付しており、写しを取っていないという実施機関の説明に矛盾は認められない。

したがって、本件依頼文書は、文部科学省で保管されており、本市には存在しないと認められるので、不開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、本件依頼文書の教育委員会総務課の文書記号を誤って「北九教総務」としたことは、起案段階でのミスで、意図的ではないとしても、結果として、異議申立人に「意図的」との疑念を抱かせることにつながっている。

実施機関におかれては、今後の文書作成事務においてこのようなミスが無くなるよう、より慎重に対応することが求められる。

4 本件起案文書が存在するか否かについての判断(争点2)

異議申立人は、本件起案文書が保存種別第3種(保存期間5年)を経過したため、廃棄されていることについて、「この文書は、保存種別第1種(保存期間30

年)の「職員の任免、賞罰及び職員団体との交渉等人事管理の基本に関するもの」であり、保存種別第3種(保存期間5年)の文書ではない。そのため、北九州市長印は、人事関係の公印である方35ミリの公印を使用しているのである。文部科学省も、5年が経過しているにもかかわらず、本件依頼文書を開示している。」と主張している。

実施機関は、本件起案文書の保存種別について、「割愛依頼関係の起案文書のうち、人事委員会への提出文書等、その文書の存否が割愛職員の任免の効力に直接的に影響する内容の起案文書は保存種別第1種(保存期間30年)に位置づけているが、本件起案文書のような割愛を依頼する内容については、「人事関係照会・回答」として保存種別第3種(保存期間5年)に位置づけている。」と説明している。

なお、実施機関は、「割愛職員の任免の効力に直接的に影響する内容の起案文書として、職員の採用選考を任命権者に委任するよう人事委員会に申請するための起案文書があるが、本件職員については、任命権者である教育委員会が起案しており、保存種別第1種(保存期間30年)として教育委員会で保管している。」と説明している。

そこで、当審査会の委員2名が総務企画局人事課に出向き、ファイリングキャビネット等の実地調査を行い、割愛人事関係文書の保管場所を確認したが、本件依頼文書を起案した内容の文書は存在しなかった。

また、教育委員会総務課においても、ファイリングキャビネット等の実地調査を行い、割愛人事関係文書の保管場所を確認したところ、本件職員の採用選考を教育委員会に委任するよう人事委員会に申請するための起案文書は存在したが、この中に本件依頼文書の起案についての記載は存在せず、他に本件依頼文書を起案した内容の文書は存在しなかった。

他に起案文書の存在をうかがわせるような特段の事情がない以上、本件起案文書は、総務企画局人事課で起案され、保存期間経過により廃棄されたものと判断せざるを得ず、不存在とした処分は妥当といわざるを得ない。

なお、本件起案文書の不存在について、実施機関は、理由説明書(平成23年2月2日付け北九総人人第317号)で、本件起案文書が北九州市文書管理規則(平成14年北九州市規則第26号。以下「文書管理規則」という。)第29条第1項別表の保存種別第3種(保存期間5年)の「照会、回答、通知、報告等に関するもので重要なもの」と位置づけているため廃棄したと説明しているが、本件依頼文書は、文書管理規則が施行される平成14年4月1日より前の平成14年3月11日付けであるため、本件起案文書の保存種別についても、文書管理規則ではなく、北九州市文書規程(昭和38年北九州市訓令第2号。以下「文書規程」という。)が適用されることになる。

そこで、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は追加理由説明書(平成24

年1月13日付け北九総人第300号)で、「文書の保存種別については、作成当時(平成13年度)においては文書規程により、今日においては、文書管理規則により定めているが、個々の文書がそのいずれに該当するかについては、一貫して、文書分類表に従って決定することとしている。」として、理由説明書の趣旨は「人事課の固有文書分類表においては、本件行政文書が該当する「人事関係照会・回答」の分類名を平成13年度から今日まで一貫して保存種別第3種に位置づけているが、その考え方を今日の規則に照らして説明すれば、文書管理規則第29条第1項別表中の「照会、回答、通知、報告等に関するもので重要なもの」に含まれるというものである。」と説明している。

保存期間を経過したため廃棄したことを理由とする不開示決定(不存在)では、文書作成時に定めた保存種別に従い適切に廃棄したか否かが重要となる。ところが、実施機関の理由説明書の説明は、実施機関が保存種別の根拠規定について適用を誤っているとの印象を与えかねないものであり、本件起案文書作成時に適切に保存種別の設定がなされたのかどうか、また、本当に廃棄されたのかどうかについて、異議申立人に疑念を抱かせることになりかねない。

実施機関におかれては、今後の開示決定手続や行政不服審査手続における処分理由の説明において、開示請求者等に誤解を与えたり、疑念を抱かせたりすることのないよう、より慎重に対応することが求められる。

5 審査会会長の回避について

中野会長から、異議申立人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいとの申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会長職務代理者	高木 康衣
委 員	田村 奈々子
委 員	川本 利恵子

委 員 五 十 嵐 享 平